

「建築基準法施行令の一部を改正する政令案」について

1. 改正の背景・目的

石綿は、高抗張力性、耐熱性、対摩耗性等に優れた性質を有していることから、鉄骨の耐火被覆等の建材において使用されており、平成17年に国土交通省が行った調査においては、吹付け石綿等が露出していることが確認された建築物が相当数存在することが判明している。

一方、繊維として空気中に浮遊した状態にある石綿の粉じんを人が吸引した場合、肺がんや中皮腫など致死率の高い健康被害を生じることが明らかになっており、これらの疾病については、微量の石綿粉じんを吸引しただけでも発症する可能性があることが分かっている。

このため、平成18年2月に成立した「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律」において、建築基準法を改正し、石綿による健康被害を防止するための建築物の最低基準として、建築物における石綿の使用に係る規制を導入したところであり、本政令案は、その具体的な内容を定めるものである。

2. 改正内容

- ・ 飛散することにより著しく衛生上有害な物質として石綿を定めること。
- ・ 増改築時には、原則として石綿の除去を義務づけるが、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ・ 大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ・ 工作物についても、石綿に関して建築物同様の規制を行うこと等。

3. 施行期日（予定）

平成18年10月1日